

2016 年 12 月 6 日

「LT 会」会報第 16-10 号（総 166 号）

上海 LT コンサルティンググループ

2016 年 12 月上海市で環境監査を強化

中国では、大気、水、土壌の汚染により、環境汚染が深刻になっているため、中国政府は環境汚染対策として、環境に関連する法規制を着々と進めている。環境規制は地方政府に任せると、地域経済を優先させるため、環境規制は生ぬるくなってしまうリスクがあることから、最近中央政府から環境規制の取締りを強化している故、弊社は国家と上海市の環境保護局のホームページを確認したところ、HP の目立つところに、今回の環境保護特別項目中央政府の査察のニュースが発表されていた。その要点は下記のとおりである。

1. 2016 年度の第二回中央環境保護査察が全面的に発動され、7 つの中央環境保護査察チームが結成され、それぞれ北京、上海、湖北、広東、重慶、陝西、甘粛等 7 省（市）で環境保護査察を展開した。11 月 30 日までに、7 つの中央環境保護査察チームは現地に出向き査察を実施した。

2. 具体的な査察実施に際しては、問題点をあいまいにせず、中央政府が非常に重視し、国民からの訴えが強く、社会に劣悪な影響を及ぼす突出した環境問題及びその処理に重点を置く。環境悪化の傾向がはなはだしい地域の改善状況を重点的に検査する。地方の党委員会と政府及び関係当局の環境保護に対する無作為、でたらめな状況を重点的に査察する。地方の環境保護が党と政府の責任を等しく負い、責任を厳しく追及しているかを重点的に把握する。

3. 環境保護査察派遣の期間は約 1 か月間で、査察派遣期間中、各査察チームは専用ホットラインと私書箱を設置し、査察を受ける省（市）の環境保護に関する問い合わせや通報を受理する。通報電話の受付時間は 8:00～20:00。

今まで自分の会社が環境法規を守ればよいという考え方を持っている企業は少なくないが、現在仕入先の環境規制による生産停止の影響を受けて、部品の供給できなくなった事例もあるため、企業は自分のみならず、仕入先に対する環境法律の遵守を求めることを改めて認識する必要がある。

以下のある企業の参考事例を紹介する。

顧客企業のサプライヤーである A 社（生産型企业）は 1988 年上海市ある区に設立した、以来、環境保護局の「建設事業環境影響報告表審査意見」を申請したことがなく、環境保護局の竣工検収も受けてないまま操業してきた。2016 年 9 月、その区の環境保護局の抜き取り検査で発見され、その場 8 万円の行政処罰が下され、且つ 12 月末までに関連申請手続きを取るよう行政指導を受けた。

A社は直ちに第三者環境評価機関に依頼し、工場の現場も一部改善を施し、区の環境保護局に必要な書類を提出しようとしていた矢先、11月29日に、突然同局から、竣工検査を受けていない企業は緊急生産停止にすると通達を受けた。その背景には、中央政府の環境保護査察チームが上海に派遣され、まもなく宝山区に検査に来るという事情があった。12月1日夜10時ごろ、査察チームが会社に来たが、幸い当時すでに生産を停止していたため大きな処罰はされなかったということだ。同社(周囲80社環境問題のある企業も一斉に)は今もまだ緊急生産停止状態のままだが、いつ生産を再開できるかの目途も立っていない。口頭では「少なくとも中央の査察チームが上海に滞在中の1か月は生産再開は無理だ」と言われており、顧客への製品供給に大きな影響が出ている。

前述対象地域の企業は本件を重視し、もう一度自分の会社は最近の中国の環境保護法律と照らし合わせ、環境問題のリスクレビューを勧める。

弊社も関連情報に引き続き注目し、新しい情報があれば、速やかに会員の皆様にお知らせする。

以上